第7次 みどりの実態調査の結果
新宿中央公園に相当する規模でみどりが増えました

区内のみどりの状況を把握するため、「みどりの実態調査」を5年ごとに実施しています。7回目の調査は、22年6月～23年3月に、航空写真の解析と区内全域での現地調査により実施しました。この結果、前回調査に比べて、新宿中央公園に相当する規模のみどりが増えていることが分かりました。

調査報告書は、みどり公園課みどりの係で配布するほか、区政情報センター（本庁舎1階）・区立図書館でご覧いただけます。また、新宿区ホームページにも掲載しています。

【問合せ】みどり公園課みどりの係（本庁舎7階）☎（5273）3924へ。

調査結果の概要

◆樹木

直径30㎝以上の樹木を調査しました。街路樹と新宿御苑・明治神宮外苑の樹木を除く樹木は1万5千243本、樹種は約130種類で、サクラが最も多く2千911本でした。

◆屋上緑地・壁面緑化

建築物等の屋上や壁面の緑化は、景観の向上やヒートアイランド現象の緩和などの効果があります。屋上にある1㎡以上の緑地は2千884か所、面積は8.9ヘクタール（ha）で、いずれも前回より2倍以上に増えています。また、壁面緑化は646か所、面積は2.49haでした。

◆生け垣・街路樹

道行く人の目を楽しませるとともに、排気ガスの浄化や騒音の軽減などの効果があります。街路樹は1万千304本、道路に面し長さ5m以上で高さ1m以上の生け垣は千413か所、総延長は26・28㎞でした。

◆緑被率

上空から見たときの樹木・樹林、草地、屋上緑地に覆われている土地の面積比率のことで、みどりの豊かさを示す指標の一つです。今回、緑被率は17・87％で、前回より0.4ポイント増加しています。

◆地域別の緑被率の推移

前回調査では、すべての地域でみどりが減少していましたが、今回は新宿駅周辺、大久保・柏木、落合、簞笥・榎地域で増加しています。区内152町丁目でみどりが増加したのは100町丁目で、前回と比べて倍増しています。

■区内のみどりの状況■

	22年度（第7次調査）	17年度（第6次調査）	増減（▲は減）
緑被面積	326.13ha	318.82ha	7.31ha
樹木・樹林	275.61ha	292.91ha	▲17.30ha
草地	41.61ha	21.98ha	19.63ha
屋上緑地	8.90ha	3.93ha	4.97ha
壁面緑化	2.49ha	1.27ha	1.22ha
生け垣	26.28㎞	16.60㎞	9.68㎞
街路樹	11,304本	10,981本	323本

※1ヘクタール（ha）＝10,000㎡
端数処理のため、合計が項目ごとの集計と合わない場合があります

■地域別の緑被率■

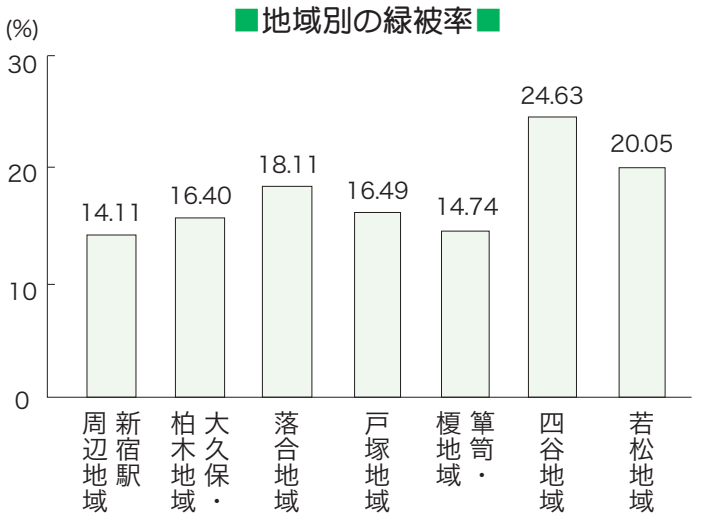

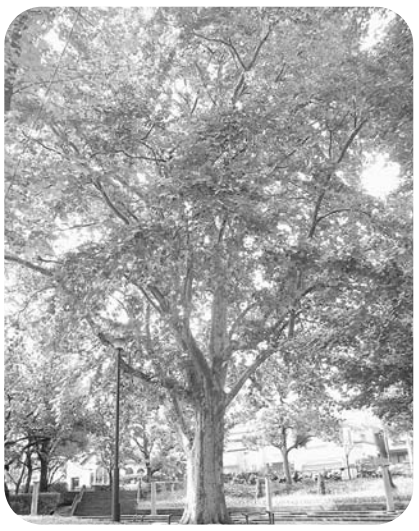
四谷見附公園のプラタナス

みどりの助成制度をご利用ください

大切なみどりを守り、増やすための取り組みを支援する制度です。助成額等詳しくは、お問い合わせください。

■保護樹木制度

区内の貴重なみどりを残すため、一定の基準を満たす樹木等を保護樹木等に指定し、所有者や管理者の方を支援する制度です。

大きな樹木、まとまった樹林、生け垣の維持管理費の一部を助成するとともに、事故等に備えて賠償責任保険に加入します。また、強風等で保護樹木が倒れた場合の処理、事故を防ぐための剪（せん）定、樹木医による樹木診断も行います。移植の助成や、落ち葉の回収処分等も支援しています。

■接道部緑化助成制度

道路に面した敷地に、新たに長さ2m以上の生け垣をつくる方に、工事費の一部を助成します。生け垣の設置と同時にブロック塀等を撤去する場合は、工事費の一部も助成します。

※「みどりの推進モデル地区」に指定している簞笥地域では、助成単価・限度額を増額して助成します。

■屋上等緑化助成制度

既存建築物または敷地面積千㎡未満の新築・改築工事で建築物の屋上や壁面を緑化する方に、工事費の一部を助成します。

※「屋上緑化等推進モデル地区」に指定している新宿駅周辺地域では、助成単価・限度額を増額して助成します。

建築物に吹き付けアスベストはありませんか
アスベスト対策費を助成しています

アスベストを吸い込むことで起こる健康被害が、大きな問題になっています。

これまで、広く建材として使用されてきた吹き付けアスベストは、劣化や損傷、建築物の解体工事で飛散して被害が拡大する恐れがあるため、既存建築物内のアスベストへの早急な対策が必要です。東日本大震災でも、建物の倒壊・破損で大気中に飛散したアスベストが、復興作業を妨げています。

既存建築物の吹き付けアスベスト含有調査・除去等工事への助成制度をご利用ください。

【問合せ】建築指導課監察調査係（本庁舎8階）☎（5273）3735へ。

建材に付着したアスベスト

「アスベスト助成の手引き」を建築指導課・特別出張所で配布しています。新宿区ホームページでもご覧いただけます。

助成の対象となる建築物

▼一戸建ての住宅（併用住宅を含む）、▼分譲マンション、▼小規模な民間建築物（建築基準法に定める定期調査報告の対象とならない建築物）

助成の対象となる方

区内に助成の対象となる建築物（右記）を所有する個人・中小企業の事業者・分譲マンション等の管理組合の代表者等

助成内容

●アスベスト含有調査費

吹き付けアスベストが存在する可能性がある対象建築物で、アスベストの有無を調査する費用

【助成限度額】1棟当たり25万円（消費税を除く）

●アスベスト除去等工事費

吹き付けアスベストが施工されている対象建築物での、次の工事費用を助成します。▼吹き付けアスベストの除去、▼封じ込め（固化剤で固めて飛散性をなくす）、▼囲い込み（ボード類で囲い込んで周囲との接触性をなくす）

※吹き付けアスベストが施工されている建築物の解体工事費のうち、アスベストの除去工事の費用も助成の対象です。

【助成限度額】1棟当たり、▼一戸建ての住宅は50万円、▼分譲マンション等は300万円（消費税を除く除去等工事費の3分の2を限度）

※一時的な経費負担を軽減するため、助成を受ける方から委任を受けた業者（アスベストの含有調査、除去等工事を実施する事業者）に区が直接助成金を支払う「委任払い制度」もあります。詳しくは、お問い合わせください。

万引きは しない させない 見逃さない！　万引きを しない勇気と させない社会